



# 長野県報

9月25日(月)  
平成29年  
(2017年)  
第2911号

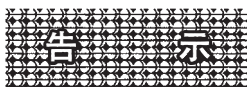
## 目次

### 告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(生活排水課) ..... 1
- 長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)等の変更の届出(会計課) ..... 1

### 公告

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) ..... 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) ..... 3
- 道路交通法に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習の実施(交通指導課) ..... 3
- 平成28年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき講じた措置及び監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針(監査委員事務局) ..... 4



## 告示

### 長野県告示第449号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年9月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称  
飯田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
飯田都市計画下水道事業 飯田市特定環境保全公共下水道(竜丘処理区)
- 3 事業施行期間  
平成9年2月3日から  
平成35年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

生活排水課

### 長野県告示第450号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年9月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称  
飯田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
飯田都市計画下水道事業 飯田市公共下水道(川路処理区)
- 3 事業施行期間  
平成11年11月30日から  
平成35年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

生活排水課

### 長野県告示第451号

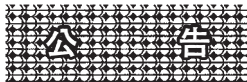
長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成29年9月13日、次のとおり売りさばき人の氏名(名称)等の変更の届出がありました。

平成29年9月25日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	小林 素子	長野市大字鶴賀上千歳町1155	長野市大字鶴賀上千歳町1155 小林商店
旧	小林 正代	長野市大字鶴賀上千歳町1155	長野市大字鶴賀上千歳町1155 小林商店

会計課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年9月25日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ときめきの街ショッピングモール  
岡谷市長地権現町1-7-37ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社三公商事  
岡谷市長地権現町4-4-1
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ウエルシア関東(株)	鈴木 孝之	埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-47-7
(株)メガネトップ	富澤 昌三	静岡県静岡市伝馬町8-6
(有)ジェイ・ピー・エス	増田 平	諏訪市四賀1548-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ウエルシア薬局(株)	水野 秀晴	東京都千代田区外神田2-2-15
(株)メガネトップ	富澤 昌宏	静岡県静岡市葵区伝馬町8-6
(株)ティー・ガイア	金治 伸隆	東京都渋谷区恵比寿4-1-18

- 変更する年月日  
平成29年11月1日
- 届出年月日  
平成29年9月7日
- 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課
- 縦覧の期間  
平成29年9月25日から平成30年1月25日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年9月25日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ときめきの街ショッピングモール  
岡谷市長地権現町1-7-37ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社三公商事  
岡谷市長地権現町4-4-1
- 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ウエルシア関東(株)	午前10時	午前0時
(株)ジェイ・ピー・エス	午前10時	午後7時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ウエルシア薬局(株)	24時間	
(株)ティー・ガイア	午前11時	午後8時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前)

時間帯
午前9時から午前1時まで